

福島町議会

議会基本条例の見直し検討による行動計画

議会基本条例諮問会議の答申を受けて

m-sawada2

2014/07/29

■ 福島町議会基本条例諮問会議の答申に対する検討

平成 26 年度の同会議からの答申に対する検討を進めるため、以下に協議資料を整理したので、本委員会において協議していただくものです。

1. 議会基本条例諮問会議の見直し検討による行動確認（行動計画 N06）

事務事業説明資料の充実に関して、議会基本条例第 9 条（町長による政策形成過程等の説明～①政策等の発生源、②検討した他の政策等の内容、③他の自治体の類似する政策等との比較検討、④総合計画における根拠又は位置付け、⑤関係ある法令及び条例等、⑥政策等の実施にかかわる財源措置、⑦将来にわたる政策等のコスト計算→原則 100 万円以上の新規事業の予算にあつては政策等調書が別に作成されています。）との整合性はどのようになっているのか。

※資料は改善されてきている。事務局において、これまでの改善内容・経過を整理し、議会運営委員会で、再度、問題点や課題等を検証し、改善等に向けた検討を行うこととした。

（1）事務段階の協議経過と結果について

① 平成 21 年 12 月の協議内容と結果

ア. 議会事務局が示した考え方

議会基本条例第 10 条（予算・決算における政策説明資料の作成）第 1 項の規定により、町長は施策別・事業別の説明資料を提出することとなっています。また、同法第 9 条（町長による政策形成過程）により、政策形成過程資料の提出も規定しています。加えて、まちづくり基本条例第 26 条（説明責任）では、「政策等について、立案、実施及び評価に至るそれぞれの過程において、目的、必要性等の内容や効果等を町民に分かりやすく説明します。」としています。

以上から、予算、決算、行政評価に関する一連の分かりやすい資料（様式）を（平成 21 年度までは予算書のみ）整備する必要があることから、執行側と協議したものです。

イ. 具体的に示した内容（様式）～3 様式

（A）予算説明書の記載内容の見直し

従来が目別予算に加えて、「目」を単位とし、可能な限り事務・事業に区分することによって、予算の内容をより分かりやすくすることの検討

☞ **平成 22 年度の当初予算から事務事業に区分した予算説明書となった。**

協議検討資料

(B) 予算特別委員会資料様式の見直し

上記(A)に連動し、次の様式とすることの検討

■平成 22 年度予算特別委員会資料

課名 議会事務局 グループ 議会グループ

N01

単位；千円

予算書 ページ	新継	款・項・目	事業予算名	予算額			財源	事業の目的・期待する効果・ 主な新細節の積算及び内容 など
				本年度	前年度	増減		
一般 P51	継続	1. 議会費 1. 議会費 1. 議会費	議会運営費	33,419	33,168	251	手数料 1 一般 33,418	【事業目的】開かれた議会運 営→議員 12 名 〔主な増減〕研修旅費 83、職 員旅費 72
			会議録調整費	1,982	2,011	-29	諸収入 191 一般 1,791	【事業目的】会議録の調整→ 臨時職員 1 名雇用 〔主な増減〕社会保険料△17
			情報公開費	295	297	-2	一般 295	【事業目的】議会情報の共有 →議会だより・HP 公開 〔主な増減〕
			計	35,965	35,476	220		



■平成 22 年度予算特別委員会予算説明資料

課名・グループ名 議会事務局 議会グループ

(単位；千円)

予算書 ページ	新継	款・項・目	事業予算名	予算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
				本年度	前年度	増減		
一般 P39	継続	1. 議会費 1. 議会費 1. 議会費	議会運営費	34,186	33,322	864	手数料 1 一般 34,185	【事業目的】経常的議会運営 の事務 〔主な増減〕諮問会議報酬 45(5人、3回)、期末手当 682、 諮問会議費用弁償 15(5人、3 回)、委員旅費 90(札幌市内 1泊2日、3回)
			会議録調整費	2,220	1,982	238	諸収入 214 一般 2,006	【事業目的】会議録調整に関 する事務(臨時職員1名) 〔主な増減〕共済費 64、賃金 174(期末手当年間30日分増)
			情報公開費	669	392	277	一般 669	【事業目的】議会情報の共有 に関する事務(議会だより・ HP 公開) 〔主な増減〕需用費 159(議 会だより 38P→64P)、使用料 155(新規)の議会中継に係る 回線料他)
			目	37,075	35,696	1,379		

(注) その後、平成 24 年度の予算説明資料からの説明欄は、①事業目的、②主な増減、③活動指標となっています。

協議検討資料

(C) 決算特別委員会資料様式の見直し

■平成 22 年度決算審査特別委員会資料

課名 議会事務局 グループ 議会グループ

N01

単位:円、%

決算書 ページ	新継	款・項・ 目	事務事業 名	予算額				支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	事業決算の具体 的な内容など	
				当初	補正	繰越額	流充用額						計
一般 P66	継続	1. 議会費 1. 議会費 1. 議会費	議会運営 費	33,168,000	444,000	0	0	33,612,000	33,419,329	0	192,671	99.4	【事業目的】開 かれた議会運営 →議員 12 名 ■補正や流用が あればその内容 を記載する ■建設工事等は 規模など記載、 その他必要と思 われる内容を記 載する ※不用額の主な ものは、旅費減 により 71,640 円、交際費減に より 34,124 円
			会議録調 整費	2,011,000	0	0	0	2,011,000	1,996,785	0	14,215	99.3	【事業目的】会 議録の調整→臨 時職員 1 名
			情報公開 費	297,000	0	0	0	297,000	293,450	0	3,550	98.8	【事業目的】議 会情報の共有→ 議会だより・HP 公開
			計	35,476,000	444,000	0	0	35,920,000	35,709,564	0	210,436	99.4	

結果

■平成 22 年度決算審査特別委員会決算説明資料

課名・グループ名 議会事務局 議会グループ

(単位:円、%)

決算書 ページ	新継	款・項・ 目	事務事業 名	予算額				支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	事業決算の具体 的な内容など	
				当初	補正	繰越額	流充用額						計
一般 P50	継続	1. 議会費 1. 議会費 1. 議会費	議会運営 費	34,186,000	△ 2,293,000			31,893,000	31,283,742		609,258	98.1	【事業目的】経 常的議会運営の 事務 【不用額等】報 償費 100,000 円、 旅費 199,140 円、 負担金・補助及 び交付金 274,928 円 外 【特記事項】専 門的審査の未実 施及び政務調査 費の減等 政務 調査費は 7 人に 支給
			会議録調 整費	2,220,000	△21,000	0	0	2,199,000	2,172,433	0	26,567	98.8	【事業目的】会 議録調整に関す る事務（臨時職 員 1 名） 【不用額等】 【特記事項】
			情報公開 費	669,000	△1,000	0	0	668,000	658,938	0	9,062	98.6	【事業目的】議 会情報の共有に 関する事務（議 会だより・HP 公 開） 【不用額等】 【特記事項】
			目 計	35,705,000	△ 2,315,000	0	0	34,760,000	34,115,113	0	644,887	98.6	

☞ 平成 22 年度の決算から上記説明資料となった。

(D) 政策等（計画・事業）調書（新規用）資料様式の調整

○政策等（計画・事業）調書【新規用】

事業名		グループ名					
歳出科目		1 政策等の発生源(目的、期待される効果)					
款							
項							
目							
節		金額(千円)					
1 報酬		2 検討した他の政策等の内容					
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費							
5 災害補償費		3 他の自治体の類似する政策等との比較検討					
6 恩給及び退職金							
7 賃金							
8 報償費							
9 旅費		4 総合計画等における根拠又は位置づけ					
10 交際費		①総合計画記載の有無 有・無 (無の場合は理由)					
11 需用費		体系					
12 役務費		大項目					
13 委託料		中項目					
14 使用料及び賃借料		小項目					
15 工事請負費		5 関係ある法令及び条例					
16 原材料費		法令					
17 公有財産購入費		条例					
18 備品購入費		その他					
19 負担金補助及び交付金		6 時限について					
20 扶助費		①事業期間 ~					
21 貸付金		②時限設定					
22 補償補填及び賠償金		・事業見直し年次 ()年度予算編成時					
23 償還金利子及び賠償金		・事業終了年次 ()年度事業終了					
24 投資及び出資金		7 将来にわたる政策等のコスト (単位:千円)					
25 積立金		年度	H22	H23	H24	H25	H26
26 寄付金		予算額					
27 公課費							
28 繰出金							
合計							
8 上記の財源内訳	金額(千円)	補助金等の名称	補助率等	算定計算式			
国庫支出金							
道支出金							
地方債							
その他							
一般財源							
計							
※ 将来のコスト計算		説	明				
①各年度の事業費							
②ランニングコスト							
③公債費							
④その他							



☞平成22年度の当初予算及び補正予算から、原則100万円以上の新規事業を対象に当該様式を使用し、説明資料としている。

② 平成 25 年 4 月の協議内容と結果

ア. 議会事務局が示した考え方

現行の予算説明資料は、議会事務局と財務課を中心にそれぞれの事務・事業の内容を議員はもとより町民にも分かりやすく・理解しやすいものとするを目的に協議し決定したものです。

しかし、平成 24 年度定例会 3 月会議の予算審査特別委員会において当該説明資料に関して議員より、「事業目的」の内容が本来とは違うのではないのかとの疑問や「活動指標」を対象外としている事務事業が多すぎるとの意見がありました。

このような経過を踏まえ、3 月会議終了後、議会事務局に対し財務課長より予算説明資料の見直しについての相談がありました。その際には、議会事務局で全事務事業の事業目的及び活動指標を記載した「叩き台」を示すので、これを参考に見直しを進めてほしいとの内容で終わりました。その後、議会事務局では、次の考え方に基づき「叩き台」を作成し、4 月 18 日に議会運営委員会にこれら一連の経過と「叩き台」の内容等を説明しました。協議の結果は、先ず、事務段階で十分協議した中で見直し案を作成し、それを議会運営委員会に示してほしいとの内容でした。

イ. 議会事務局における「叩き台」作成の基本的な考え方

a. 事業目的

- ・法令（法律・条例・規則・要綱等）によるものは当該目的を記載する
- ・団体等の補助金は当該団体の規約等の目的を記載する
- ・庁舎内の管理事務等は事務分掌を確認し記載する
- ・単なる〇〇経費とはせずその事務事業が目指している内容を記載する

B. 活動指標

- ・全ての事務事業に記載する
- ・「対象」を必ず記載する（対象とは、事務事業の予算がどのように使われるかに着目し判断しています）
- ・「課題等」の項目を設ける（課題等とは、予算を執行するうえでのものや、直接予算とは関係しないが、事務事業本来の目的達成を目指す過程での課題や問題点、又は改善策等を想定しています）

C. 議会（議員）側から見た説明資料の見直しにより期待される効果

上記 a の基本的な考え方により調整された資料から、事務事業本来の目的と対象が明確化されることで、その予算が妥当（適切・多い・少ない・必要ない）かどうかの判断を従前より、掘り下げて議論できるのではないかと考えています。同時に、課題等を示すことで、それぞれの解決の糸口につながる議論も期待できるのではと考えています。

ウ. 福島町一般会計予算・予算特別委員会予算説明資料「叩き台」

別紙のとおり（223事務事業）。ただし、今回の資料には全事業ではなく、議会費のみを抜粋したものを、下記に記載しています。

エ. その他

今回の説明資料の見直しは、決算審査特別委員会の説明資料（H27. 9月）とリンクしてきます。また、現在実施している行政評価（事務事業）や検討中の総合計画条例（目標数値など）とも関係してきます。これらのことも念頭に入れながら見直しを進めることが必要と考えています。

また、職員構成が大きく変わる現状の組織体制の下、若い職員にそれぞれの事務事業がどのような目的を持ちどのようにしたいのか・していくべきなのかを改めて認識してもらうことにも繋がると思います。このことは、ややもすると前例踏襲主義にとらわれ漫然と予算要求し、事務事業を執行してきたベテランの職員にあってもあてはまる部分ではないでしょうか。このようなことも踏まえながら、最も町民サービスと密接に関係している「予算」の内容を議員はもとより町民が理解できるものにしていくことが、今後の町政執行における重要な課題であり、町づくりの大きな財産になるものと考えています。

福島町一般会計予算・予算特別委員会予算説明資料「叩き台」

事務事業名	現行	検討案
1.議会運営費 ○ 44,352 千円	【事業目的】 経常的議会運営の事務	【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。
	【活動指標】（対象外事業）	【活動指標】 □対象（議員・諮問会議委員）、①本会議の議案精査及び事前勉強会の開催、②常任委員会開催及び資料調整、③議会運営委員会の開催及び資料調整、④議会報告会の開催及び資料調整、⑤諮問会議の開催（3回） ○課題等：本会議の議員間討議を行うためのルールは決定しているが討議が少ない状況にある
2.会議録調整費 ○2,445 千 円	【事業目的】 会議録調整に関する事務（臨時職員 1名）	【事業目的】 会議録その他会議の記録を適切に調整する。
	【活動指標】 本会議（定例に再開する会議 50 日以内、定例以外の会議 25 日以内）・特別委員会及び常任委員会等 80 日以内	【活動指標】 □対象（議員・執行機関・利用者）、①調整方法（臨職 1 名を雇用し調整）、②調整期間（定例に再開する会議：50 日以内・定例以外の会議：25 日以内・特別委員会及び常任委員会等：80 日以内に調整） ○課題等：組織機構再編計画では H27.4 より職員 1 名減となっていることから目標とする調整期間内での作成が難しくなる
3.情報公開費 ○700 千円	【事業目的】 議会情報の共有に関する事務（HP・中継・広報紙）	【事業目的】 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との互いの情報を共有する。
	【活動指標】 議会だより発行（年 4 回発行）議会HPの更新（会議前に資料等の最新情報を提供）・ライブ中継（本会議、特別委員会、全員協議会）・録画配信（5 日以内）	【活動指標】 □対象（全世帯・出稼者・利用者） ①議会だより（年 4 回発行） ②議会HP（会議前に資料等を掲載・最新情報を提供） ③ライブ中継の実施（本会議・特別委員会・全員協議会） ④録画配信の実施（5 日以内） ○課題等：ライブ中継の画質を下げている状況にある

（注）様式は予算額及び財源内訳欄を省略しています。また、説明欄の「主な増減」も除いています。



協議検討資料

事務事業名	現行	検討案
1.議会運営費 ○44,352 千円	【事業目的】 経常的議会運営の事務	【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。
	【活動指標】（対象外事業）	【主な増減】 議員共済等負担金 190 千円（議員年廃止に伴う議員共済負担金の率がアップしたことによる 51.9% →52.8%） 【事業内容等】 ①本会議の議案精査及び事前勉強会の開催、②常任委員会の開催及び資料調整、③議会運営委員会の開催及び資料調整、④議会報告会の開催及び資料調整、諮問会議の開催（年 3 回）
2.会議録調整費 ○2,445 千円	【事業目的】 会議録調整に関する事務（臨時職員 1 名）	【事業目的】 会議録その他会議の記録を適切に調整する。
	【活動指標】 本会議（定例に再開する会議 50 日以内、定例以外の会議 25 日以内）・特別委員会及び常任委員会等 80 日以内	【主な増減】 【事業内容等】 会議録調整方法：臨時職員 1 名を雇用し調整 調整目標期間：①定例に再開する会議 50 日以内、②定例以外に再開する会議 25 日以内、③その他常任委員会及び特別委員会等 80 日以内
3.情報公開費 ○700 千円	【事業目的】 議会情報の共有に関する事務（HP・中継・広報紙）	【事業目的】 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との互いの情報を共有する。
	【活動指標】 議会だより発行（年 4 回発行）議会HPの更新（会議前に資料等の最新情報を提供）・ライブ中継（本会議、特別委員会、全員協議会）・録画配信（5 日以内）	【主な増減】 【事業内容等】 ①議会だより発行（年 4 回:96 頁、今年度より全号表紙裏表紙フルカラー）、②議会ホームページの運営（会議前に会議資料等を公開、最新情報の公開）、③議会映像（ライブ中継・オンデマンド）の配信（本会議・特別委員会・全員協議会）

結果の整理

結果は、事業目的の記載内容は一定の充実が図られたと考えています。しかし、本来、議会が目指していた予算が妥当かどうかをこれまでより掘り下げた議論に結び付けていくための「活動指標」と事務事業の課題等の解決に向けた議論につながるための項目をなくし、「事業内容等」として一括りにしたものになりました。町の考え方としては、様々な事務事業があって、活動指標が設定しづらい・できないものもあることや課題等の整理は馴染まないとの判断があったようです。

（２）今後の見直しに向けた考え方について

当町は、まちづくり基本条例・議会基本条例・総合計画の策定と運用に関する条例が整備され、町民との情報共有を土台とした協働のまちづくりを進めることとしています。また、既に事務事業評価を毎年実施しており、今後は施策評価と政策評価も実施しなければなりません。さらには、行財政の指針となる「行財政推進プラン」を策定し、各事務事業を「廃止」、「縮小」、「現状維持」、「拡充・推進」、「その他」に分類しています。これらのことを総合的に検討し、予算から決算、評価に至る一連の内容を議会・町民に分かりやすくしていくことが大事だと思います。そのためには、「当初予算」の段階から、評価に至るまでの流れを想定しながら、望ましい予算説明資料の整備が必要です。以上のような考え方にに基づき、次の様式への見直しを検討していただきます。

福島町一般会計予算・予算特別委員会予算説明資料「検討案」

事務事業名	現行	検討案
1.議会運営費 ○44,352 千円	【事業目的】 経常的議会運営の事務	【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。
	【活動指標】（対象外事業）	【活動指標】 指標 1（本会議の議員間討議議案数）、指標 2（本会議前の事前勉強会開催数）、指標 3（議会報告会の開催数） ○課題等：本会議の議員間討議を行うためのルールは決定しているが討議が少ない状況にある ○プランの位置付け：なし ○事務事業評価：H25 評価 A
2.会議録調整費 ○2,445 千円	【事業目的】 会議録調整に関する事務（臨時職員 1 名）	【事業目的】 会議録その他会議の記録を適切に調整する。
	【活動指標】 本会議（定例に再開する会議 50 日以内、定例以外の会議 25 日以内）・特別委員会及び常任委員会等 80 日以内	【活動指標】 指標 1（定例に再開する会議の会議録調整日数）、指標 2（定例以外に再開する会議の会議録調整日数）、指標 3（特別委員会等の会議録調整日数） ○課題等：組織機構再編計画では H27.4 より職員 1 名減となっていることから目標とする調整期間内での作成が難しくなる ○プランの位置付け：なし ○事務事業評価：H25 評価 A
3.情報公開費 ○700 千円	【事業目的】 議会情報の共有に関する事務（HP・中継・広報紙）	【事業目的】 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との互いの情報を共有する。
	【活動指標】 議会だより発行（年 4 回発行）議会 HP の更新（会議前に資料等の最新情報を提供）・ライブ中継（本会議、特別委員会、全員協議会）・録画配信（5 日以内）	【活動指標】 指標 1（議会だより発行数）、指標 2（本会議等の録画配信の整理日数） ○課題等：読みやすい議会だよりのための記載内容の工夫（文字の大きさ、正確で簡潔な表現、レイアウト） ○プランの位置付け：なし ○事務事業評価：未評価

2. 議会基本条例諮問会議の見直し検討による行動確認（行動計画 N013）

総合計画条例第 5 条第 2 項の事業進行管理表は、予算説明との関係も含め全体的な視点から、まちづくり基本条例・議会基本条例・総合計画条例の 3 つの内容を一度整理する必要があるのではないかと。

※政策立案、予算提案（説明）そして事業進行管理表に至る 3 条例を基本とした一連の流れ・考え方の素案を事務局で整理し、議会運営委員会で検討していくこととした。

（1）関係する 3 条例の条文確認について

政策立案から事業進行管理表に至る 3 条例の関係する条文を下表に整理しました。

まちづくり基本条例	議会基本条例	総合計画の策定と運用に関する条例
<p>(参画及び協働) 第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。 2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。</p> <p>(参画機会の保障) 第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p> <p>(執行機関の責務) 第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。 2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。</p> <p>(総合計画) 第18条 1～2 (略) 3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。</p> <p>(財政運営) 第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。</p> <p>(情報提供) 第25条 町は、福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号)で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。 2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。</p> <p>(説明責任) 第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明します。</p>	<p>(町長による政策形成過程等の説明) 第9条 町長は、議会に政策等(計画、事業等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出する。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p> <p>(予算・決算における政策説明資料の作成) 第10条 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別・事業別の政策説明資料を提出する。 2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出する。</p>	<p>(事業進行管理表) 第9条 事業進行管理表は、事業の具体的内容や進捗状況等を記載するものとし、基本条例第18条第3項に基づく町民への公表資料とします。 2 町は、第14条に基づく政策等の追加、変更、廃止が生じた場合は、それぞれの政策等について、その年度及び理由を記載し計画の進行管理をします。</p> <p>(行政評価) 第10条 町は、基本条例第20条第2項に基づき、次の各号の行政評価を行います。 (1) 基本構想 政策評価 (2) 基本計画 施策評価 (3) 実施計画 事務事業評価</p> <p>(総合計画の策定手順) 第11条 町は、計画の策定過程等を明らかにするとともに、策定の進行状況に応じ、広く町民参画の上で意見反映をし、計画策定を進めます。 2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、福島町まちづくり行財政推進プランをはじめとする各分野の計画等との整合性を図ります。 3 町長は、町民等との懇談会やアンケート調査、パブリックコメント等に基づき総合計画原案(以下「計画原案」という。)を作成し、福島町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に計画原案を諮問します。 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、慎重な審議を行い、町長に答申します。 5 町長は、審議会の答申を受け総合計画案を策定し、議会に提案します。 6 議会は、福島町議会基本条例の規定に基づき、総合計画の策定に関わるとともに審議を行うものとします。</p> <p>(情報提供) 第12条 町は、基本条例第25条に基づき、総合計画の策定や推進に当たり、町民に対し分かりやすい資料を提供します。</p>

（２）政策立案から事業進行管理表に至る一連の考え方の素案

上記（１）の条文及び前述１の内容を踏まえ、次のとおり考え方の素案を整理しました。

① 政策立案における町民への情報提供と説明

まちづくり基本条例第８条では、「町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。」としています。ここで重要なのが、「検討過程」の意義です。これまでの執行側の対応は、必ずしも充分とは言えないと思います。そこで、きちんと進めるためのルールを定めることが必要です。各、計画・条例・事業について、具体的にどの段階でどのような資料を提示し、どのように参画してもらうか町民に周知する事が大切です。これらの視点に立ち、以下に素案を示します。

ア．対象とする町政の基本的な事項を定める計画の定義

基本的には議会基本条例第１１条に定める１２の計画とすることが望ましいが、執行側と参画する町民の負担等を総合的に判断し、当面は「総合計画」と「まちづくり行財政推進プラン」の２計画とする。

イ．対象とする条例の定義

重要な公の施設の廃止条例（学校・福祉センター・総合体育館等）、町民に義務を課す制定条例（例としては空き家条例）、多額（１億円以上）の予算が見込まれる制定条例（例としては企業振興条例）、多額（１億円以上）の予算が見込まれる事業とする。（政策調書・事業管理進行シートは全件公表を基本とし、常時、町HPで閲覧可能とする。）

ウ．参画してもらう時期の定義

執行側で計画、条例、事業の概要がまとまった段階で、町民に参画してもらい意見を求める。ただし、関連受益者等がいる場合は、概要をまとめる前段で協議を行うものとします。

エ．用意する資料の定義

計画はコンパクトに整理した分かりやすい概要版を用意する。条例も同じく概要版を用意する。事業は、政策等（計画・事業）調書により対応する。

②事業進行管理表について

総合計画の事業進行管理表とは、総合計画に掲げる目的、目標の達成状況を確認評価すること、事業の改善を図ること（P=計画D=実行C=評価A=改善）にあります。進行管理表が必要な理由は、①総合計画を核にした自治体経営を進めるため、②総合計画に基づく実施計画をPDCAサイクルのPlanとして機能させるため、総合計画の達成状況を報告する責任がある、③社会情勢の変化が激しく、また今後において財政状況が厳しさを増すなか、進行状況に応じた事業の見直しが求められることにあると考えています。総合計画の策定と運用に関する条例には、「事業進行管理表」の作成を規定していますが、この管理表の様式や具体的な項目やどのように町民に公表していくのかは、これから検討

し決めていくことになると思います。以上から、様式（記入例）と公表方法の素案を示します。

ア. 平成 27 年度 総合計画事業進行シート（様式素案及び記入例）

（表面）

計画事業名	議場音響施設更新事業	所 属	議会事務局	
		担当・電話	前田	内線 401
分 野	住民活動、行財政の分野	根拠法令等	外線:0139-47-3001	
まちづくり項目	広報・広聴、情報発信		地方自治法第 123 条（会議録）	
			福島町会議条例第 113 条（会議録の記録事項）	

現状の認識	現行の議場音響施設は、庁舎建設時（H9.11月完成）のもので、既に17年経過しています。幸い、現在のところ故障等は発生していませんが、故障した際には交換部品の手配ができない状況にあります。このため、経年劣化による故障等が発生する前に更新を進める必要があります。		
事業の目的 （対象・意図）	対象 （誰を・何を）	議場のマイク・マイク制御装置及び録音機器を更新する	
	意図 （めざすべき姿）	操作が簡易かつ効率的で良質な音源で録音する	
意図の実現に向けた課題	1. 事業費の財源確保 2. 3. 4.		

事業立案に向けた検討項目					
事業の内容	1. マイクユニット 38 本・、マイク・カメラ制御装置 1 台他の機器更新及び設定作業 2. 3. 4.				
投資区分	ハード	ソフト	事業期間	開始 27 年度	終了 32 年度
事業主体	町 道 国 その他（ ）		事業実施手法	直営 一部委託 指定管理 全部委託 補助金・負担金	その他（請負）
事業計画	事業内容 ①マイクユニット 38 本 ②マイク・カメラ制御装置 1 台 ③HDD 内蔵ブルーレイレコーダー 1 台 ④デジタル変調器 1 台 他（設定作業一式）	平成 27 年度 ①マイクユニット 38 本 ②マイク・カメラ制御装置 1 台 ③HDD 内蔵ブルーレイレコーダー 1 台 ④デジタル変調器 1 台 他（設定作業一式）	平成 28 年度 ①譲渡代金の支払い	平成 29 年度 ①譲渡代金の支払い	平成 30 年度 ①譲渡代金の支払い
計画額	11,501	20	2,879	2,873	2,867
財源内訳	国庫支出金				
	道支出金				
	町 債				
	その他				
	一般財源	11,501	20	2,879	2,873
特記事項	備考資金組合の防災資機材譲渡事業（利率 0.2%）を活用し、支払を H27～H31 の 5 年間とし、事業費の平準化を図ります				
検討した他の政策等の内容	単年度事業と備考資金組合譲渡事業の財源比較（5 年間で利息 116 千円を要するが事業費の平準化を優先した。）				
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特に比較していない。				
将来にわたる政策等のコスト	予算額	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度以降
		2,862	0	0	0

協議検討資料

事業の実施方法の比較検討	マイクとカメラの設定等を含め専門性が高いため、町に指名願いを提出している関連業者による指名競争入札による請負施工としたい。
--------------	---------------------------------------------------------------

(裏面)

指標と各年度の目標及び実績					
指標1【指標名 定例に再開する会議の会議録調整日数】					
説明	本会議の会議録調整に要する日数を示す指標（単位：日）				
目標設定の考え方	定例に再開する会議の会議録作成に要する目標日数を 50 日以内としていることから、この日数以内に会議録を調整することを目標として設定しました。				
	基準値 (H25 年度)	H27 年度 (H26)	H28 年度 (H27)	H29 年度 (H28)	H30 (H29)
目標値 (a)	50	50	50	50	50
実績値 (b)					
達成率 (a/b) %					
事務事業評価					

指標と各年度の目標及び実績					
指標2【指標名 定例以外に再開する会議の会議録調整日数】					
説明	本会議の会議録調整に要する日数を示す指標（単位：日）				
目標設定の考え方	定例以外に再開する会議の会議録作成に要する目標日数を 25 日以内としていることから、この日数以内に会議録を調整することを目標として設定しました。				
	基準値 (H25 年度)	H27 年度 (H26)	H28 年度 (H27)	H29 年度 (H28)	H30 (H29)
目標値 (a)	25	25	25	25	25
実績値 (b)					
達成率 (a/b) %					

指標と各年度の目標及び実績					
指標3【指標名 特別委員会等の会議録調整日数】					
説明	特別委員会・全員協議会の会議録調整に要する日数を示す指標（単位：日）				
目標設定の考え方	特別委員会及び全員協議会の会議録作成に要する目標日数を 80 日以内としていることから、この日数以内に会議録を調整することを目標として設定しました。				
	基準値 (H25 年度)	H27 年度 (H26)	H28 年度 (H27)	H29 年度 (H28)	H30 (H29)
目標値 (a)	80	80	80	80	80
実績値 (b)					
達成率 (a/b) %					

イ. 公表方法の素案

事業件数は多数になることから、町ホームページを活用し電子データによる全件公表を基本とし、町長公約事業、計画額1億円以上の事業及びその他特に重要と認める事業を町広報紙にシリーズ化して町民に公表する。公表の開始は、平成28年7月1日からとし、以後毎年7月1日とする。なお、広報紙は1事業2ページを用いて記載し、4～5事業程度を目途とします。

